

業 務 概 要

令 和 8 年 度

(令和7年度実績)



秋田市食肉衛生検査所

目 次

第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	組織機構・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	職員構成・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	食肉衛生検査所の業務・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	庁舎の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	検査機械器具一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	5
7	食肉衛生検査所長に対する事務委任一覧・・・・・・・・	7
8	関係手数料一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	10
9	所管と畜場の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	11
10	所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況・・・・・・・・	11
11	教育実習および視察研修等の受入状況・・・・・・・・	12
12	連絡調整会議および職員研修一覧・・・・・・・・	12

第2章 と畜検査

1	獣畜別・月別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	証明書交付件数・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3	と畜検査結果に基づく措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	精密検査実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5	残留有害物質モニタリング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	18
6	BSEスクリーニング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	19
7	TSEスクリーニング検査・・・・・・・・・・・・・・・・	19

第3章 食鳥検査

1	食鳥処理事業許可等	20
2	管内の認定小規模食鳥処理場	20
3	食鳥処理確認状況	21
4	精密検査実施状況	22

第4章 衛生指導

1	施設等の監視指導	23
2	施設等の監視指導状況	23
3	枝肉の微生物検査	24
4	情報提供等について	24

第5章 調査研究

敗血症豚の疣贅性心内膜炎病変から分離した

Streptococcus suis の解析 25

診断に苦慮した

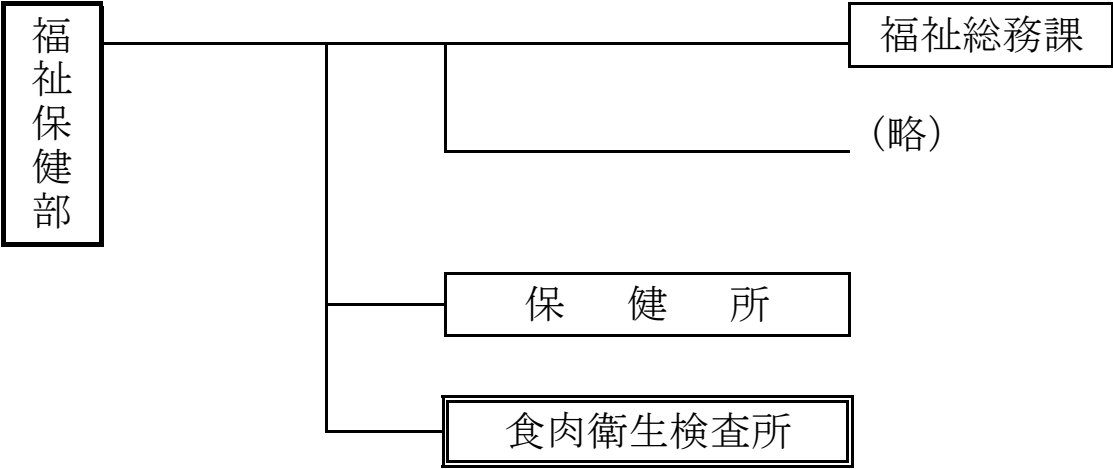
牛のびまん性大細胞性 B 細胞性リンパ腫の 1 例 27

第 1 章 総 説

1 食肉衛生検査所の沿革

年月日	事 項
昭 55. 4. 1	秋田県食肉流通センター操業に併せ、秋田県中央食肉衛生検査所が設置された。
平 17. 1. 11	河辺町、雄和町が中核市である秋田市と市町合併したことに伴い、所管と畜場が保健所設置市である秋田市の行政区域となったため、と畜場法に基づき、秋田県中央食肉衛生検査所は廃止され、秋田市食肉衛生検査所が新設された。庁舎をはじめ、器具・機械、薬品等のすべてが県から無償譲渡された。 ・事務吏員 2 名（県からの派遣職員 1 名）、獣医師 1 8 名（県からの派遣職員 1 7 名） 敷地面積 2, 236. 67 m² 建築構造 鉄筋コンクリート（一部軽量鉄骨造）平屋建 建築面積 649. 69 m² 所管と畜場 秋田県食肉流通センター（と畜場番号：1）
平 20. 4. 1	獣医師 1 7 名（県からの派遣終了）
平 20. 9. 2	秋田県食肉流通センターおよび株式会社秋田県食肉流通公社を対香港輸出豚肉取扱施設として選定した。
平 23. 4. 1	獣医師 1 8 名
平 27. 6. 30	株式会社秋田県食肉流通公社を対タイ輸出牛肉取扱施設として認定した。
平 28. 8. 16	株式会社秋田県食肉流通公社を対ベトナム輸出食肉（牛肉および豚肉）取扱施設として認定した。
平 29. 9. 22	株式会社秋田県食肉流通公社が対台湾輸出牛肉取扱施設として認定された。
令元. 8. 8	株式会社秋田県食肉流通公社を対マカオ輸出牛肉取扱施設として認定した。

2 組織機構



3 職員構成

令和8年4月1日現在

職 名	職員数	管理担当	業務担当	精密検査 担当
所 長	1			
参 事	5	2①	2	1
副 参 事	2	1		1
主席主査	5	3①	2	
主 査	3		2	1
主 任	1			1
会計年度任用職員	6	2	3	1
計	23	8②	9	5

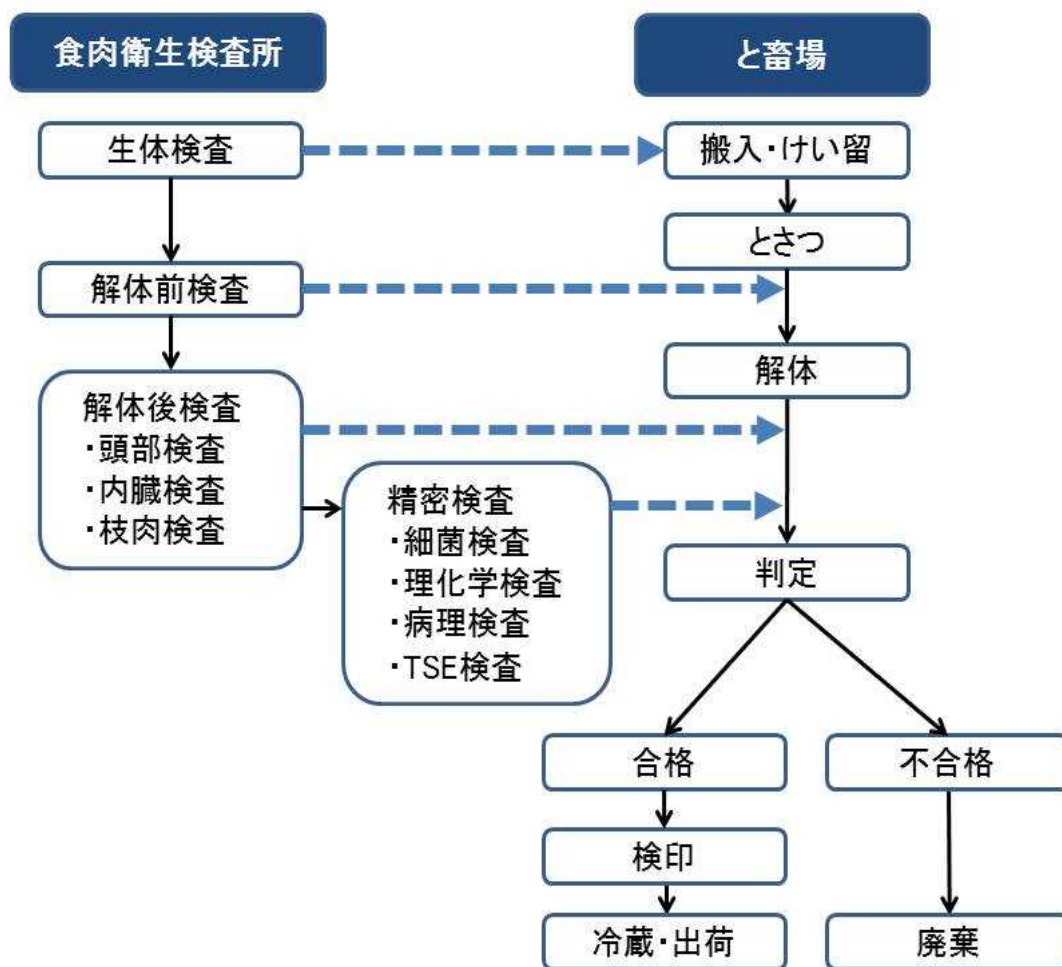
○印は事務吏員で内数

4 食肉衛生検査所の業務

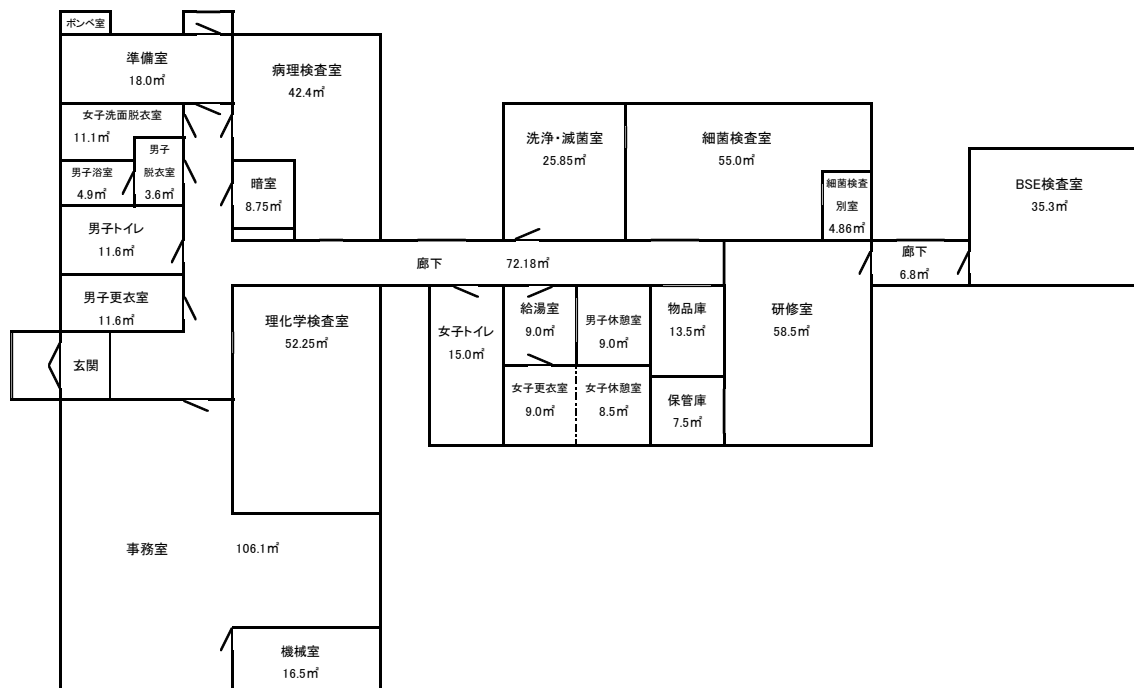
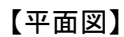
食肉衛生検査所は主としてと畜および食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらましは次のとおりである。

- (1) 食用に供する獣畜および食鳥等の衛生的検査（と畜および食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生保持に関すること。
- (4) 食肉および食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉および食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場および食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

と畜検査フローチャート



所在地	秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 6
敷地面積	2, 236. 67 m ²
建築構造	鉄筋コンクリート (一部軽量鉄骨構造) 平屋建
建築面積	649. 69 m ²



6 検査機械器具一覧

(1) 細菌検査室

品目	数量	品目	数量
スパイラルプレーター	1	マイクロミニ遠心器	1
顕微鏡	1	電子天秤	1
遺伝子増幅装置	1	分析天秤	1
インキュベーター	1	ストマッカー	2
低温インキュベーター	1	ウォーターバス	1
冷蔵庫	5	安全キャビネット	1
ミニゲル電気泳動装置	2		

(2) 病理検査室

品目	数量	品目	数量
自動染色装置	1	滑走式マイクロトーム	4
パラフィンブロック作製装置	1	回転式マイクロトーム	1
自動包埋器	1	インキュベーター	1
顕微鏡	1	デシケーター	1
顕微鏡デジタルカメラシステム	1	冷蔵庫	2
湯浴式パラフィン伸展器	2	スライドウォッシャー	1
プレート式パラフィン伸展器	1	凍結ブロック作製装置	1
実体顕微鏡	1	凍結組織切片作製装置	1

(3) 理化学検査室

品目	数量	品目	数量
LC-MS/MS	1	スターラー	1
冷蔵庫	1	ロータリーエバポレーター	2
冷凍庫	1	電子天秤	2
振とう器	1	分析天秤	1
小型冷却遠心器	1	超低湿デシケーター	1
遠心器	1	高速冷却遠心器	1
超高速攪拌機	2	固相抽出用吸引マニホールド	1
電動ミキサー	1		

(4) B S E 検査室

品目	数量	品目	数量
安全キャビネット	1	マイクロプレートウォッシャー	2
冷凍冷蔵庫	1	アルミブロック恒温槽	2
小型冷却遠心器	2	インキュベーター	2
細胞破碎装置	3	電子天秤	1
マイクロプレートリーダー	2	ボルテックスミキサー	3

(5) 洗浄室

品目	数量	品目	数量
オートクレーブ	2	恒温装置	1
超音波洗浄器	1	蒸留水製造装置	1
超低温フリーザー	1		

(6) 現場検査

品目	数量	品目	数量
食肉衛生検査情報システム一式	1	動物用多項目自動血球計数装置	1
比色酵素アナライザー	1	遠心分離機	1
冷蔵庫	1	紫外線殺菌ロッカー	2

7 食肉衛生検査所長に対する事務委任一覧

(1) 食品衛生法関係（と畜場および食鳥処理場に係る事務に限る。）	
第28条第1項	関係者に対し必要な報告を求めること又は臨検検査もしくは食品等の収去
第30条第2項	食品衛生監視員による監視指導
第58条	食品等の回収の届出
第59条	営業者に対する必要な処置の命令
(2) と畜場法関係	
第4条	と畜場の設置の許可
第7条第6項 (第10条第2項)	衛生管理責任者等の設置および変更の届出 (作業衛生責任者にも準用)
第12条第1項	と畜場使用料およびとさつ解体料の認可
第13条第1項第1号	自家用とさつの届出
第13条第3項	と畜場以外の場所においてとさつし、又は解体する者に対するとさつ又は解体の場所等の指示
第14条第1項～第5項	と畜場においてとさつし、もしくは解体する獣畜又はと畜場外に持ち出す獣畜の肉等の検査
第16条	とさつ又は解体の禁止その他の措置
第17条第1項	と畜場の設置者等から必要な報告を徴すること又は立入検査
第18条第2項	とさつ又は解体の業務の停止命令およびとさつ又は解体の禁止
(3) と畜場法施行令関係	
第4条第2号	と畜場以外の場所におけるとさつの許可
第5条第1項第1号～第3号	牛の皮、牛の卵巣および獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可
第9条	検査に合格した肉等への検印の押印
(4) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係	
第3条	食鳥処理の事業の許可
第6条第1項	食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可
第6条第3項	食鳥処理の事業の許可の申請書の記載事項等の変更の届出
第7条第2項	食鳥処理業者の地位の承継の届出
第8条	食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令
第9条	食鳥処理場の整備改善の命令もしくは使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消しもしくは事業の停止命令

第12条第6項	食鳥処理衛生管理者の配置等の届出
第13条	食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令
第14条	食鳥処理場の休止もしくは廃止又は再開の届出
第15条第1項～第3項	食鳥の検査
第16条第1項	確認規程の認定
第16条第2項	確認規程の変更の認定
第16条第6項	認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令
第16条第7項	食鳥処理に際しての確認の状況報告
第16条第9項	確認の適正な実施のため必要な技術的な指導および助言
第17条第1項第4号	食肉販売業者の届出
第20条	公衆衛生上必要な措置
第21条第1項	指定検査機関の指定
第23条第1項、第3項	指定検査機関の指定等の公示
第23条第2項	指定検査機関の名称等の変更の届出
第25条第3項	指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告
第26条第1項	指定検査機関の役員の選任および解任の認可
第26条第2項	指定検査機関の検査員の選任および解任の届出
第26条第3項	指定検査機関の役員および検査員の解任命令
第28条第1項	指定検査機関の業務規程の認可
第28条第2項	指定検査機関の業務規程の変更命令
第29条第1項	指定検査機関の事業計画および収支予算の認可
第29条第2項	指定検査機関の事業報告書および収支決算書の提出
第31条	指定検査機関に対する監督命令
第32条第1項	指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の許可
第32条第3項	指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の公示
第33条第1項	指定検査機関の指定の取消し
第33条第2項	指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止命令
第33条第3項	指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止の公示
第35条第1項	食鳥検査の業務の実施
第35条第2項	食鳥検査の業務の実施の公示
第37条第1項、第2項	食鳥検査の業務の状況等に関する報告
第38条第1項、第2項	立入検査、食鳥肉等の収去等

(5) 牛海綿状脳症対策特別措置法関係	
第7条第2項ただし書	牛の特定部位に係る学術研究の用に供するための許可
(6) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係	
第15条第2項	輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行
第17条第2項	適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定
第17条第4項	適合施設の認定要件に係る確認
第17条第5項	適合施設の改善を求めることおよび適合施設の認定の取消し
第53条第2項	報告等を求めること又は立入調査等
第53条第5項	輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消し

8 関係手数料

秋田市手数料条例（平成 12 年秋田市条例第 4 号）に基づく手数料一覧（抜粋）

名 称	金 額
一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
簡易と畜場設置許可申請手数料	10,000円
と畜検査手数料	牛 生後 1 年以上 1,200円 生後 1 月以上 1 年未満 700円 生後 1 月未満 400円 馬 生後 1 年以上 1,200円 生後 1 年未満 700円 豚 1 頭 400円 めん羊 1 頭 250円 山羊 1 頭 250円
と畜検査等証明書交付手数料	300円
輸出証明書発行申請手数料	870円
施設認定農林水産物等に係る施設の適合施設認定申請手数料	現地調査を要する適合施設の認定の申請に係る審査 20,900円 その他の適合施設の認定の申請に係る審査 10,400円
食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円
食鳥検査手数料	1羽につき5円
確認規程認定申請手数料	5,500円
確認規程変更認定申請手数料	2,300円

9 所管と畜場の概要

名 称	秋 田 県 食 肉 流 通 セ ン タ ー
と 畜 場 番 号	1
所 在 地	秋 田 市 河 辺 神 内 字 堂 坂 2 番 地 1
設 置 者	株 式 会 社 秋 田 県 食 肉 流 通 公 社 代 表 取 締 役 社 長 土 田 正 広
設 置 許 可	平 成 11 年 8 月 20 日 指 令 環 ー 1788
と さ つ 解 体 能 力	豚 換 算 1,090 頭 / 日
枝 肉 冷 蔵 能 力	豚 換 算 1,440 頭
部 分 肉 加 工 能 力	豚 450 頭 / 日 牛 7 頭 / 日
部 分 肉 保 管 能 力	豚 換 算 1,300 頭
汚 水 浄 化 装 置 能 力	低 負 荷 活 性 汚 泥 法 (凝 集 浮 上 ろ 過 装 置) 1,000 m ³ / 6 h / 日 モ リ ナ ガ エ ン ジ ニ ア リ ン グ
汚 泥 焼 却 能 力	3,500 kg / 日
廃 棄 物 焼 却 能 力	2 t / 日

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

10 所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況

認定年度	輸出先国	選定施設固有記号／施設番号	輸出取扱品目
H20	香港	ACME（と畜場） ACMC（食肉処理場）	豚肉
H27	タイ	AKC-1（と畜場） AKC-1（食肉処理場）	牛肉
H28	ベトナム		牛肉、豚肉
H29	台湾		牛肉
R1	マカオ		牛肉

1 1 教育実習および視察研修等の受入状況

月 日	実習および研修名	人数
7月24日	親子でしょっけん見学	13
12月20日	解剖にチャレンジ！	35

1 2 連絡調整会議および職員研修一覧

開催月	会議名・研修（講習会）名	開催地/開催方法	参加者
4月	令和7年度生活衛生課関係業務打合せ会議	秋田市/集合	1
5月	令和7年度家畜衛生推進会議	秋田市/集合	1
7月	令和7年度全国食肉衛生検査所長会議および第61回全国大会	京都府/集合	2
9月	令和7年度全国公衆衛生獣医師協議会 全国大会「研修及び調査研究発表会」	東京都/集合	1
	令和7年度全国食肉衛生検査所協議会微生物部会総会・研修会	新潟県/集合	1
10月	令和7年度東北地区獣医師大会・三学会	秋田市/集合	1
	第43回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会及び研修会	静岡県/集合	1
	全国食肉衛生検査所協議会第36回北海道・東北ブロック大会	福島県/集合	2
	全国食肉衛生検査所協議会病理部会部会第82回病理研修会及び総会	神奈川県/集合	2
1月	食品衛生・動物愛護管理業務等に関する担当課長等会議	秋田市/集合	1
	令和7年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修会並びに研究発表会	東京都/集合	1

第 2 章 と畜検査

1 獣畜別・月別と畜検査頭数

畜種 月	牛	とく		馬		豚	めん 羊	山 羊	頭 数 計	豚換算に よる頭数	稼 働 日 数
		1 か月 以 上	1 か月 未 満	1 年 以 上	1 年 未 満						
4	359			11		14,826	10		15,206	15,946	22
5	342	1		8		13,324	29		13,704	14,404	21
6	335			17		13,713	18		14,083	14,787	21
7	409	2		11		14,044	7		14,473	15,313	22
8	312			16		13,037	18		13,383	14,039	20
9	324	2		14		14,504	44		14,888	15,564	21
10	331			11		16,233	45		16,620	17,304	22
11	379	1		9		13,609	29		14,027	14,803	18
12	321			21		15,346	4		15,692	16,376	20
1	299	2		7		15,085	30		15,423	16,035	19
2	287			8		14,229	5		14,529	15,119	19
3	288			11		14,268	11		14,578	15,176	21
7年度	3,986	8		144		172,218	250		176,606	184,866	246
前年度	4,213	9		146		179,315	220		183,903	192,621	247

注： 豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したもの。

2 証明書交付件数

(1) と畜証明等

内 訳	件 数
と畜証明	81
原皮証明	24
合 計	105

(2) 輸出証明（牛肉）

	香港	タイ	ベトナム	台湾	マカオ
件数	0	64	34	57	0
重量（kg）	0	31,686	6,279	17,112	0

3 と畜検査結果に基づく措置状況

畜 種	検査頭数	措置区分	処分実頭 数	検査頭数 に対する 処分実頭 数の割合 (%)	疾 病 別 処 分 頭 数																									
					細 菌 病					ウイ ルス リ ケ ッ チ ア 病	原虫病	寄生虫病	そ の 他 の 疾 病													計				
					炭	豚	サ	結	ブ	破	放	そ	豚	そ	ト	そ	の	ジ	そ	膿	敗	尿	黄	水	腫		中	に	変	そ
					毒	丹	ル	核	ル	傷	線	の	熱	の	キ	の	う	ス	の	毒	血	毒	疸	腫	瘍		毒	汚	性	の
そ	毒	病	病	病	風	病	他	熱	他	病	他	病	病	他	症	症	症	疸	腫	瘍	症	染	萎	他						
牛	3,986	とさつ禁止																												
		全部廃棄	30	0.8															2		17			5	1	5	30			
		一部廃棄	3,036	76.2												3					862	5		1,690	129	2,342	5,031			
とく	8	とさつ禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄	6	75.0																	2			5	1	1	9			
馬	144	とさつ禁止																												
		全部廃棄	1	0.7																	1						1			
		一部廃棄	89	61.8												23					8			34	5	61	131			
豚	172,218	とさつ禁止																												
		全部廃棄	598	0.3		4											204	57	5	2	171	4		102	49		598			
		一部廃棄	107,845	62.6												4					5,606	16		98,275	4,117	18,793	126,811			
めん羊	250	とさつ禁止																												
		全部廃棄	1	0.4																	1						1			
		一部廃棄	58	23.2																	2			37	4	17	60			
山羊	0	とさつ禁止																												
		全部廃棄																												
		一部廃棄																												
計	176,606	とさつ禁止																												
		全部廃棄	630	0.4		4												204	57	7	2	190	4		107	50	5	630		
		一部廃棄	111,034	62.9													30					6,480	21		100,041	4,256	21,214	132,042		

4 精密検査実施状況

(1) 牛

検査内容 病症名および診断名 実頭数			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留 抗菌性 物質検査	その 他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
尿毒症	症	2					2		2		15						19			2	
高度の水腫		15	1				28				168						197			15	
全身性の炎症		4					8				48						56			4	
全身性の筋肉変性		1					2				12						14			1	
牛伝染性リンパ腫		5					10		122	5	52						189			5	
胃炎		1					2				12						14				1
第一胃食滯		1					2				12						14				1
腸捻転		1					4				12						16				1
腸間膜脂肪水腫		1					2				12						14				1
腹膜炎		2					4				24						28				2
肝臓の巣状壊死		1							4								4				1
肝出血		1					2				12						14				1
胆管炎		1					2				12						14				1
肺炎		7					12		4		72						88				7
胸膜炎		1					2				12						14				1
腎炎		2					2				14						16				2
慢性ポリープ状膀胱炎		1							2								2				1
膀胱結石		1					2				7						9				1
筋肉血腫		1					2				12						14				1
筋肉出血		3					6				36						42				3
筋肉水腫		3					6				36						42				3
筋肉膿瘍		2					4				24						28				2
骨折		3					6				35						41				3
関節炎		5					10				56						66				5
皮下出血		4					8				47						55				4
皮下水腫		1					2				12						14				1
脂肪壊死		3					6				35						41				3
中皮腫		1					2		54		12						68				1
皮膚の乳頭腫		1							4								4				1
正常		1					2				12						14	1			
計		76	1				140		192	5	813						1,151	1		27	48

(2) とく

検査内容 病症名および診断名 実頭数			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留 抗菌性 物質検査	その 他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
肺炎	炎	1					2				12						12				1
計		1					2				12						12				1

(3) 馬

検査内容 病症名および診断名 実頭数			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留 抗菌性 物質検査	その 他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
高度の水腫	腫	1					2				12						14			1	
大腸炎	炎	1					2				9						11				1
筋肉出血	血	1					2				12						14				1
骨折	折	1					2				12						14				1
正常	常	1					2				12						14	1			
計		5					10				57						67	1		1	3

(3) 豚

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 検査	残留抗菌性 物質検査	その他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
膿毒症	1			11	14												25				1
敗血症	43	1	299	617					4								921				32
尿毒症	5								5		5						10				5
高度の黄疸	2										2						2				2
高度の水腫	4								2		3						5				4
全身性の炎症	1								16		5						21				1
全身性の筋肉変性	3								2		2						4				3
リンパ腫	2						2		59		12						73				2
豚丹毒	4	1	38	50													89				4
化膿性小腸炎	1								2								2				1
腹膜炎	1										1						1				1
肝臓および腸間膜リンパ節の肉芽腫性炎症	1								26								26				1
実質性肝炎	1								5								5				1
肝硬変	2								4		1						5				2
肝線維症	1								2								2				1
肝変性	1										1						1				1
心内膜炎	1		11	1													12				1
脾臓の分離炎	1								1								1				1
腎臓	7						2		19		11						32				7
腎臓の結節性多発性動脈炎	1								3								3				1
腎臓の多発性出血	1								3								3				1
腎臓尿細管変性	1								3		1						4				1
精巣の肉芽腫性炎症	1								5								5				1
皮下出血	1										1						1				1
肝細胞癌	1								5								5				1
正	6								13		1						14	1			5
計	94	2	359	682			4		179		46						1,272	1		54	28

(4) めん羊

検査内容 病症状および診断名			細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 検査	残留抗菌性 物質検査	その他	精密 検査 合計	措置（実頭数）			
			直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
第一胃潰瘍	1								6								6				1
正	1								4								4				1
計	2								10								10				2

(5) 調査研究

調査研究名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫 原虫検査	残留抗 菌性物質 検査	その 他の	精密 検査 合計	備 考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					
敗血症豚の疣贅性心内膜炎病変から分離したStreptococcus suisの解析	—			340	765											1,105	
診断に苦慮した牛のびまん性大細胞性B細胞性リンパ腫の1例	1					2		193	1	12						208	
計	1			340	765	2		193	1	12						1,313	

(6) 衛生指導関係

件名	検体数	細菌検査				そ の 他	精密 検査 合計	備 考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他			
牛枝肉の微生物検査	60		120				120	
豚枝肉の微生物検査	60		120				120	
計	120		240				240	

5 残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

畜種	物質別	動物用医薬品	
		頭 数	陽 性 数
牛		16	0
豚		90	0
合計		106	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査内訳

畜 種		牛	豚	合 計
動物用医薬品	ダノフロキサシン	16	90	106
	スルファモノメトキシシン	16	90	106
	トリメトプリム	16	90	106
	スルファジミジン	16	90	106
	オルメトプリム	16	90	106
	トリクロルホン	16	90	106
	オキシリン酸	16	90	106
	タイロシン	16	90	106
	フルベンダゾール	16	90	106
	エンロフロキサシン	16	90	106
	スルファジメトキシシン	16	90	106
	チルミコシン	16	90	106
	エリスロマイシン	16	90	106
	レバミゾール	16	90	106
	メシリナム	16	90	106
	フルニキシシン	16	90	106
	マルボフロキサシン	16	90	106
	オルビフロキサシン	16	90	106
	スルファドキシシン	16	90	106
	バルネムリン	—	90	90
	リンコマイシン	—	90	90
	スルファメトキサゾール	—	90	90
	ピリメタミン	—	90	90
	チアムリン	—	90	90
	スルファキノキサリン	16	—	16
	テトラサイクリン類	16	90	106
	ドキシサイクリン	—	90	90
	チアンフェニコール	16	90	106
	フロルフエニコール	16	90	106
合 計		368	2,520	2,888

数 値 ： 検査件数＝頭数×検査部位（筋肉）

6 BSEスクリーニング検査

平成29年4月1日からと畜場における健康牛のBSE検査は廃止となりました。
令和6年4月1日から月齢による検査対象区分が廃止され、生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛が検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和7年度	0	0

7 TSEスクリーニング検査

平成28年6月1日から月齢に関わらず生体検査でTSE特有の臨床症状を呈するめん羊・山羊のみが検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和7年度	0	0

第 3 章 食鳥検査

1 食鳥処理事業許可等

区 分	取扱件数	新 規	変 更	廃 止
食鳥処理事業許可	0			
食鳥処理確認規程認定	0			
届出食肉販売業者届出	0			

2 管内の認定小規模食鳥処理場

No.	名称	所在地	年間処理羽数 (7年度実績)	処理形態
1	有限会社佐田商店	秋田市土崎港中央二丁目2-16	203	□
2	有限会社石行商店	秋田県外旭川八柳三丁目16-11	0	□

* 処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条5）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

3 食鳥処理確認状況

種 類			ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
項 目							
確 認 羽 数			203				203
異常の有無の確認措置	生体の状況	廃棄	—				—
	体表の状況	全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0
	体壁内側面の状況	全部廃棄	0				0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	0				0
		内臓全部廃棄	0				0
廃棄羽数の合計		全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0

4 精密検査実施状況

残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

	動物用医薬品	
	羽 数	陽 性 数
食 鳥	1	0
合 計	1	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査項目

動物用医薬品	ダノフロキサシン	3
	スルファモノメトキシシン	3
	トリメトプリム	3
	スルファジミジン	3
	オルメトプリム	3
	トリクロルホン	3
	オキシリン酸	3
	タイロシン	3
	フルベンダゾール	3
	エンロフロキサシン	3
	スルファジメトキシシン	3
	チルミコシン	3
	エリスロマイシン	3
	レバミゾール	3
	リンコマイシン	3
	スルファメトキサゾール	3
	ピリメタミン	3
	チアムリン	3
	スルファキノキサリン	3
	ジアベリジン	3
	オフロキサシン	3
	ナイカルバジン	3
	テトラサイクリン類	3
	ドキシサイクリン	3
	チアンフェニコール	3
	フロルフェニコール	3
合 計		78

数 値 ： 検査件数＝羽数×検査部位（筋肉、腎臓、肝臓）

第 4 章 衛生指導

1 施設等の監視指導

(1) と畜場

と畜場設置者が作成した衛生管理計画および手順書に基づいた衛生管理の実施状況を確認するため、外部検証として、衛生管理計画および手順書、衛生管理の実施記録内容、作業現場での実施状況を確認した。

また、汚水処理施設については、と畜場設置者が実施した排水の定期的な自主検査により結果が良好であることを確認した。

(2) 食肉処理施設（食肉カット室）

台湾向け輸出牛肉の取扱要綱に基づくと畜検査員等による検証として、と畜場に併設された食肉処理施設の衛生管理の実施状況を確認した。

(3) 生体搬送車

生体の体表汚染による枝肉や施設の汚染を未然に防ぐため、と畜場搬入時には「よろい」等の体表汚染がないよう、と畜場設置者を通じて生産者および搬入業者に指導した。

(4) 食肉輸送車

と畜場および食肉カット工場に出入りする食肉輸送業者に対し、食肉の衛生的な取扱いおよび保存温度の遵守、輸送車の洗浄消毒の徹底について通知した。

(5) 認定小規模食鳥処理場

食鳥処理場については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、監視指導を実施した。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を適切に実施できるよう指導した。

2 施設等の監視指導状況

(1) と畜場関連施設等

施 設	監視件数
と畜場（牛解体処理室）	4 8
と畜場（豚解体処理室）	4 7
食肉処理施設（食肉カット室）	4 8

(2) 認定小規模食鳥処理場

施 設	施設数	監視件数
認定小規模食鳥処理場	2	2

3 枝肉の微生物検査

と畜場における衛生管理の実施状況の効果を評価するため、外部検証として枝肉の微生物検査を実施した。

4 情報提供等について

農場での疾病の発生状況の把握や予防等に活用するため、希望する生産者や生産に携わる獣医師（管理獣医師等）に、各々のと畜検査の結果を情報提供した。

月ごとにと畜検査の結果（一部廃棄や全部廃棄処分状況等）を集計し、ホームページに掲載した。

また、と畜検査の結果について生産者等から個別に問い合わせがあった際には随時対応した。

第 5 章 調査研究

演 題 名：敗血症豚の疣贅性心内膜炎病変から分離した *Streptococcus suis* の解析

発表者氏名：○山中麻起子、菊地美貴子、佐藤佐十志、品田文枝、高橋ちとせ、山口健一

発表者所属：秋田市食衛検

1. はじめに：豚の疣贅性心内膜炎の主な原因菌であり、敗血症や、関節炎、髄膜炎などを引き起こす *Streptococcus suis* (以下、*S. suis*) は、生産者に経済的被害を及ぼす一方、感染した豚に接触した人にも感染し、同様の症状を引き起こす。*S. suis* には 30 以上の血清型があるが、病豚や人患者由来株の多くが血清型 2 型であり、線毛関連遺伝子の有無により識別可能な ST1c、ST28c と呼ばれる病原性の高いグループが存在する。そこで、これらの浸潤状況を確認するため、当所で分離した *S. suis* について、血清型別試験および線毛関連遺伝子の識別を行い、併せて薬剤感受性試験を実施したので報告する。

2. 材料および方法：(1) 材料：H28～R6 年度に所管と畜場で敗血症と診断された豚の疣贅性心内膜炎から分離した *S. suis* のうち、*recN* 遺伝子陽性を確認した 85 株（A 農場 34 株、B 農場 26 株、C 農場 25 株）を用いた。(2) 方法：①血清型別試験：2 段階の multiplex PCR、mismatch amplification mutation assay PCR により血清型を推定した。②線毛関連遺伝子の識別：線毛関連遺伝子プロファイリング法により ST1c、ST28c、それ以外に推定した。③薬剤感受性試験：1 濃度ディスク法により、8 種の薬剤 (PCG、ABPC、CEZ、CTX、GM、EM、TC、ERFX) について実施した。

3. 成績：(1) 血清型の推定 ①2 型：A 農場 100% (34/34)、B 農場 84.6% (22/26)、C 農場 100% (25/25) ②2 型以外：B 農場から Group II 以外 1 株、2or1/2 型 3 株 (2) 線毛関連遺伝子の識別 ①A 農場：ST28c 100% (34/34) ②B、C 農場：ST1c がそれぞれ 96.2% (25/26)、88% (22/25)、ST28c は B 農場 1 株、C 農場 3 株 (3) 薬剤感受性試験 ①TC 耐性：A 農場 100% (34/34)、B 農場 100% (26/26)、C 農場 92% (23/25) ②EM 耐性：A 農場 73.5% (25/34)、B 農場 96% (25/26)、C 農場 92% (23/25)

4. 考察：解析の結果、血清型では 2 型、線毛関連遺伝子は、ST28c、ST1c と、病原性が高い *S. suis* の浸潤が示唆された。このことから家畜衛生対策として血清型 2 型の市販ワクチンの接種励行、公衆衛生対策として養豚、豚肉を取り扱う関係者への意識啓発が重要と思われる。また、薬剤感受性試験は 3 農場とも TC、EM に耐性の傾向を認めたが、今後の薬剤使用状況で耐性の傾向も変わる可能性があり、本菌の動向に注意が必要である。

令和7年度獣医学術東北地区学会（秋田県）
令和7年10月9日 口頭発表

診断に苦慮した牛のびまん性大細胞性 B 細胞性リンパ腫の 1 例

秋田市食肉衛生検査所 ○柴田千秋、小山好美、堀内和之
高橋理香子、高橋広志

はじめに

牛のリンパ腫は、と畜検査において頻出される腫瘍であり、牛伝染性リンパ腫ウイルス (bovine leukemia virus; BLV) 感染に起因する地方病型と、非ウイルス性で病因が明らかになっていない散発型に大別される。今回我々は、直腸周囲及び複数のリンパ節等に腫瘍性病変を認めた牛の症例に遭遇し、当初の病理組織学的検索では腫瘍細胞に特定の分化が見出せず、診断に至らなかったが、追加の免疫組織化学的検索により「びまん性大細胞性 B 細胞性リンパ腫」と確定診断し、マクロファージの免疫表現型を示す稀な散発型の症例だったため、その概要を報告する。

材料及び方法

症例は、令和 5 年 3 月 28 日に当所が所管すると畜場に「股関節脱臼疑い」の診断名で病畜として搬入された黒毛和種、雌、26 カ月齢であった。生体検査時は、左側横臥し、両後肢伸展を認めた。血清を用いた牛伝染性リンパ腫抗体のエライザ検査 (ニッポンジー) は陰性だった。解体後検査では直腸周囲の巨大な不整形腫瘍や複数のリンパ節の腫大等を認めた。これらの腫瘍を 10% 中性緩衝ホルマリン液で固定した後、定法によりパラフィン切片を作製し、ヘマトキシリン・エオジン染色 (以下 HE 染色)、アザン染色、PAS 反応、アルシアン青染色 (pH 2.5)、PTAH 染色、脂肪染色を行った。また、抗ビメンチン抗体、抗サイトケラチン AE1/AE3 抗体、抗アクチン (平滑筋) 抗体、抗デスミン抗体、抗 S-100 抗体、抗 CD3 抗体、抗 CD79 α 抗体、抗リゾチーム抗体及び抗ミオグロビン抗体を一次抗体として免疫組織化学染色を行った。追加検索として、抗 HHF-35 抗体、抗 CD20 抗体、抗 CD5 抗体、抗 BLA-36 抗体、抗 Pax-5 抗体、抗 CD204 抗体及び抗 Iba-1 抗体を一次抗体として、免疫組織化学染色を行った。

成績

1. 肉眼所見

肛門近傍の直腸漿膜面に 17×16×13cm 大の不整形腫瘍を認め、周囲の膈外膜や骨盤腔壁と高度に癒着していた [図 1]。腫瘍断面は、灰白色充実性でやや膨隆し、厚い結合組織により不規則な分葉状に区画され、出血や壊死を随所に認めた。また、左側骨盤腔壁に出血を認め、深層筋内には大半が腫瘍で置換

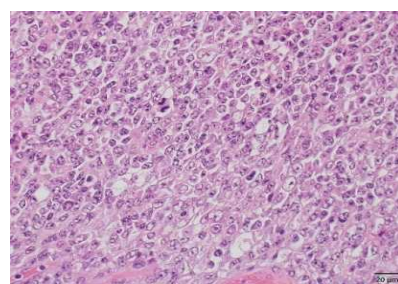


〔図 1〕直腸の不整形腫瘍

された 10×7×6cm 大の坐骨リンパ節を認めた。また、左右内腸骨リンパ節が手拳大に腫大していた。さらに、第一腰椎付近の脊柱管に出血を伴った拇指頭大の不整形腫瘤を認めた。

2. 組織所見

直腸周囲の腫瘤は、直腸筋層外側に、大小不同で類円形の大型核をもつ多形な腫瘍細胞がびまん性シート状に増殖し、結合組織が広範囲に増生し、一部は筋層間にも浸潤していた[図 2]。腫瘍細胞の核はクロマチン粗で 1～数個の核小体を有し、有糸分裂像が多数確認された。細胞質は好酸性または両染色性で、細胞質に乏しい細胞が個々に独立して見える部分と豊富な細胞質を有し細胞境界不明瞭な部分が混在していた。腫瘍細胞増殖部には壊死やリンパ球を主とする炎症細胞の浸潤を随所に認めた。また、腫大していた各リンパ節及び脊柱管の腫瘤においても同様の組織像を認めた。アザン染色では腫瘍細胞間に軽度の膠原線維の走行を認め、PAS 反応では一部の腫瘍細胞の細胞質に陽性顆粒を認めた。その他、アルシアン青染色及び脂肪染色は陰性、PTAH 染色では横紋等の所見は認められなかった。当初行った免疫組織化学染色では、腫瘍細胞はビメンチンにのみ陽性を示し、サイトケラチン AE1/AE3、アクチン(平滑筋)、デスミン、S-100、CD3、CD79 α 、リゾチーム及びミオグロビンは陰性であったが、追加検索の結果、BLA-36 は陽性、Pax-5、CD204 及び Iba-1 は一部陽性を示し、HHF-35、CD20 及び CD5 は陰性であった。



〔図 2〕 びまん性シート状に増殖する腫瘍細胞(直腸腫瘤 HE 染色)

考察

本症例は、直腸に未分化で多形な肉腫様の腫瘍細胞の増殖を認めたため、横紋筋肉腫、平滑筋肉腫、脂肪肉腫、リンパ腫、組織球性肉腫、肉腫型中皮腫等を念頭に鑑別診断の検討を行ったが、HE 染色や特殊染色の結果からは診断につながる所見は得られなかった。また、免疫組織化学染色においても当初はビメンチンにしか陽性を示さず、腫瘍細胞に特定の分化が見出せなかったため、診断には至らなかった。しかし、組織所見の特徴から横紋筋肉腫やリンパ腫の可能性が否定できなかったため、麻布大学獣医学部病理学研究室の協力を仰ぎ、追加の抗体を用いて免疫組織化学的検索を行った。その結果、筋系マーカーは陰性となり横紋筋肉腫は否定された。しかし、B 細胞マーカーの BLA-36 は腫瘍細胞の大半が陽性で、Pax-5 は一部が陽性となったほか、マクロファージ系マーカーの CD204 及び Iba-1 は一部陽性となった。これらのマーカーが存在する B 細胞とマクロファージは分化系統が近く、ヒトの一部の B 細胞性リンパ腫では、腫瘍細胞が B 細胞プログラムを喪失・逸脱し、マクロファージ等の機能を部分的に示すという報告や、二次的に組織球性肉腫へ表現型変化するという報告がある^[1,2]。このような免疫表現を示す場合、細胞の形態と免疫組織化学染色の結果から、標本全体の分化方向を総合的に判断して診断する必要がある。本症例は、B 細胞マーカーの BLA-36 には大半の腫瘍細胞が陽性を示したが、マクロ

ファージ系マーカーには部分的な陽性の発現に留まっていたため、マクロファージの免疫表現型を示した B 細胞性リンパ腫であると判断した。また、小型リンパ球の核の 2 倍以上の大型核をもつ B 細胞のびまん性増殖が組織所見の特徴であったので、診断名を「びまん性大細胞性 B 細胞性リンパ腫」とした。

牛のリンパ腫は、日頃のと畜検査において遭遇する頻度が高く、我々も好発部位や腫瘤の性状等の肉眼所見や、リンパ球様腫瘍細胞の増殖という組織所見の特徴を把握しているが、本症例はその基本的特徴には当てはまらなかった。また、BLV 抗体陰性で末梢血においてもリンパ球の増加や異型リンパ球の出現なども認められず、代表的なリンパ球マーカーである CD79 α 及び CD3 も陰性だったことから、当初はリンパ腫を疑わなかった。しかし、リンパ腫は多彩な細胞形態をとり、代表的なリンパ球マーカーが陰性の場合や^[3]、末梢血に変化が出ないこともある^[4]。本症例のように非ウイルス性で異型性が強く、特殊な免疫表現型を示すリンパ腫もあるため、リンパ腫の診断には複数の抗体を組み合わせで判断することが重要だと考える。

まとめ

26 カ月齢の雌の黒毛和種に直腸周囲の巨大な不整形腫瘤や複数のリンパ節の腫大等を認めた。腫瘤は、大小不同で類円形の大型核をもつ多形な腫瘍細胞がびまん性シート状に増殖し、結合組織が広範囲に増生していた。HE 染色のほか特殊染色や免疫組織化学染色においても、腫瘍細胞に特定の分化が見出せず、診断に苦慮したが、麻布大学の協力を仰ぎ、追加で免疫組織化学染色を行ったところ、BLA-36 に陽性を示し、部分的に Pax-5、CD204、Iba-1 にも陽性を示した。B 細胞マーカーには大半の腫瘍細胞が陽性なのに対して、マクロファージ系マーカーは部分的な発現に留まったことから、マクロファージの免疫表現型を示した B 細胞性リンパ腫と判断し、「びまん性大細胞性 B 細胞性リンパ腫」と診断した。

追加検索にあたり、免疫組織化学染色及び診断にご協力とご指導をいただきました麻布大学獣医学部病理学研究室の相原尚之先生に深謝申し上げます。

- [1] Sakai Y, et al.: A Novel Cytological Model of B-Cell/Macrophage Biphenotypic Cell Hodgkin Lymphoma in *Ganp*-Transgenic Mice, *Cancers*. 12(1),204(2020)
- [2] Skala L S, et al.: Histiocytic Sarcoma: Review, Discussion of Transformation From B-Cell Lymphoma, and Differential Diagnosis, *Arch Pathol Lab Med*, 142 (11),1322-1329(2018)
- [3] 森茂郎: リンパ腫アトラス, 第 4 版, 120-123, 文光堂(2014)
- [4] 村上賢二: 地方病性牛白血病の我が国における現状とその対策について, *山口獣医学雑誌*, 第 36 号, 5-30(2009)

発表：全国食肉衛生検査所協議会病理部会第82回病理研修会（神奈川県）

令和7年10月30日 口頭発表

令和7年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会（東京都）

令和8年1月23日 口頭発表

【検査所全景】



令和 8 年 6 月 発行

令和 8 年度（令和 7 年度実績）

業務概要

編集／秋田市食肉衛生検査所

〒019-2631 秋田県秋田市河辺神内字堂坂 2 番地 6

電話 018-882-2395 FAX 018-882-2126

e-mail ro-wfmt@city.akita.lg.jp